

# 地域包括ケアシステム構築支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

本市は、今後10年間の後期高齢者数の伸びが全国上位5%に位置することを鑑み、高齢者が健康寿命を可能な限り維持し、要支援・要介護状態とならないよう、また、要支援・要介護状態の進行を抑制するため、介護予防を推進するとともに、介護保険制度では補えない高齢者の日常生活における支援のニーズに応えるための体制をいち早く整備することが必要である。

また、要支援・要介護状態になってもいつまでも住み慣れた地域で、安心して生き生きと生活することができるまちづくりを進めるため、地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制の強化を行うことが重要である。

そこで、上位計画、関連計画の整理や総合事業の検証を行うとともに、生活支援体制整備に関するアンケート調査結果等の既存の情報を重要な手掛かりとし、データから明らかになった地域課題を地域包括ケア推進会議で共有したうえで、2025年に向けたシステム構築に係る行程（ロードマップ）を作成するものである。

なお、本業務においては、本市における地域包括ケアシステムの構築に資することを目的として、本市の喫緊の課題である「介護」・「介護予防」・「生活支援」の3分野を重点的に実施するものとする。

### (2) 業務名

地域包括ケアシステム構築支援業務

### (3) 業務内容

地域包括ケアシステム構築に向けた本市の取組について、上位計画、関連計画の整理や総合事業の検証を行うとともに、生活支援体制整備に関するアンケート調査結果等の既存の情報を重要な手掛かりとし、データから明らかになった地域課題を地域包括ケア推進会議で共有したうえで、2025年に向けたシステム構築に係る行程（ロードマップ）を作成する。

なお、本業務においては、本市における地域包括ケアシステムの構築に資することを目的として、本市の喫緊の課題である「介護」・「介護予防」・「生活支援」の3分野を重点的に実施するものとする。

詳細は「地域包括ケアシステム構築支援業務仕様書（別紙）」参照のこと。

### (4) 業務期間

契約締結日～平成29年3月31日

## 2 業務に要する費用（予定価格）

5,940,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

いこと。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去5年間において、厚生労働省からニーズ調査、集計・分析業務の受託実績又は厚生労働省老人保健健康増進等事業の採択実績があり、本業務に関するノウハウや知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織を有し、専門の知識・能力を有する主担当者を配置できること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 平成28年11月17日（木）15時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。  
電子メールアドレス：[hokatsucare@city.ikoma.lg.jp](mailto:hokatsucare@city.ikoma.lg.jp)  
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 平成28年11月18日（金）
- (4) 回答方法 市公式ホームページに掲載

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部
  - ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等  
ア～カは原本1部・副本7部、キ～サは原本1部。なお、本市の平成28年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク、ケ、コ、サを省略することができる。
    - ア 会社概要（様式3）
    - イ 業務実績調書（様式4）
    - ウ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式5）
    - エ 実施体制表（様式任意）  
各業務における従事者の役割、専門分野、資格、業務実績（業務概要、発注者、当該技術者の担当内容）などを記載すること。
    - オ 業務スケジュール（様式任意）
    - カ 企画提案書（様式任意）  
企画提案書は「地域包括ケアシステム構築支援業務仕様書（別紙）」の「4 業務内容」に記載の各項目について、提案の概要を簡潔に記入すること。  
<留意事項>

- ・企画提案書には、事業者名は記入しないこと。
- ・ページ数は、表紙・目次を除き 10 ページ以内で簡潔に記載すること。
- ・用紙の規格は、A 4 判縦長。
- ・モノクロ、カラーは問わない。
- ・目的を達成するために必要な独自提案も可とする。

キ 参考見積書（様式任意）

- ・事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。
- ・本市が負担する概算費用は内訳が分かるように明記すること。

ク 印鑑証明書【提案時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】※

ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】※

コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その 3 の 3、個人：納税証明書その 3 の 2）【提案時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】※

サ 誓約書（様式 6）※

※本市の物品・委託業務の一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格を有する名簿に登録のある者については、ク、ケ、コ、サを省略することができる。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 平成 28 年 11 月 25 日（金）16 時まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市役所高齢施策課地域包括ケア推進室
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

## 6 審査方法

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

実施日：平成 28 年 11 月 30 日（水）予定

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第 1 次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション等を実施して評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：平成 28 年 12 月 5 日（月）予定

(3) 審査結果の通知

- ① 第 1 次審査…審査結果は全ての提案者に電話及び電子メールで通知する。  
選考された者には、第 2 次審査の日程等を併せて通知する。
- ② 第 2 次審査…審査結果を郵送により通知する。

## 7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

事業者 ・見積書	信頼性・実務能力	本調査業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	15
	見積書	見積金額に対する評価	5
企画提案書・プレゼンテーション等	実施体制	業務が円滑に遂行できるために必要かつ十分なスタッフの確保ができているか。	5
		円滑で確実な業務を遂行可能と判断できるスケジュールであるか。	5
	上位計画、関連施策の把握	把握の視点が的確で、把握した情報を整理し、分析する能力を有しているか。	5
	現状把握・分析	把握の視点が的確で、把握した情報を整理するとともに、本市の強み、弱み等を的確に分析する能力を持っているか。また、今後の施策に活かすことのできる分析が期待できるか。	15
	介護予防・日常生活支援総合事業の検証	把握の視点が的確で、適切な検証が期待できるか。また、効果的な新サービスの創設に向けた提案が期待できるか。	20
	庁内会議の運営支援	会議の運営支援方法や内容は適切か。	10
	ロードマップの作成支援	調査結果を活かした質の高いロードマップの作成が期待できるか。	10
	業務目的及び業務内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高いか。業務内容に関する知識が十分にあり、分析手法は適切か。	15
	独自性	仕様書の内容に基づく各業務のほか、独自性のある創意工夫のされた企画提案内容となっているか	10
	プレゼンテーション	担当者は十分な資質と業務への意欲や熱意を持っているか。説得力がある説明か。質疑応答は明確で迅速か	5

※ 総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、受託候補者としがないことがある。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることがある。

## 8 日程

公示	平成28年11月15日(火)
質問受付締切	平成28年11月17日(木) 15時00分
質問回答	平成28年11月18日(金)
企画提案書等受付締切	平成28年11月25日(金) 16時00分

第1次審査	平成28年11月30日(水)(予定)
第2次審査	平成28年12月 5日(月)(予定)
結果通知	平成28年12月上旬(予定)
契約締結	平成28年12月上旬(予定)

## 9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (3) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）に出席しなかった場合
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

## 10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約締結の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市福祉健康部高齢施策課地域包括ケア推進室 担当：渋谷

生駒市東新町 8 番 38 号 TEL：0743-74-1111（内線）765

E-mail houkatsucare@city.ikoma.lg.jp